

令和5年 9月 7日

問い合わせ先

道路課 (総務管理G、保全G)

担当者: 森 (内線 4171)、溝内 (内線 4181)

『道路照明灯電気料金過払い請求 (四国電力株分)』の民事調停申立てについて
(令和5年9月県議会 予算外議案)

令和4年5月から令和5年2月にかけて県管理道路照明灯の調査を実施し、廃止や市町への移管に伴う手続き漏れによる過払い等適切でない取扱いがあった194契約について金額を精査し、電力会社や市町と過払額・未払額の返還等について協議を重ねてきました。

その結果、県の過払金については、関係市町及び中国電力株からは、7月末までに県からの返還請求に基づき支払いがされましたが、四国電力株は、県からの返還請求及び督促にも応じていただけないことから、9月県議会定例会に、民事調停の申立て等についての議案の提案を行います。

また、県の未払額については、請求のない電力会社分を除き、支払済となっています。

■県の過払い・未払いの状況

1. 県の過払額 (確定) (消滅時効[支払いから10年]を考慮)

内 容	項目	契約数	金額
・既に撤去されるなど存在していない道路照明灯の料金を支払っていたもの	確定額	25	4,438,998
	入金額	3	183,503
	未納額	22	4,255,495
・県から市町へ移管した道路照明灯の料金を支払っていたもの	確定額	48	9,591,569
	入金額	48	9,591,569
	未納額	0	0
・省電力照明(LED灯)に変更したにも関わらず、手続きがされておらず、引き続き高い額を支払っていたもの	確定額	88	4,048,140
	入金額	0	0
	未納額	88	4,048,140
合 計	確定額	161	18,078,707
	入金額	51	9,775,072
	未納額	110	8,303,635

(次ページへ続く)

2. 県の未払額（消滅時効[支払いから10年]を考慮）※電力会社分は請求されていない

内 容	項目	契約数	金額
(電力会社分) ・ 県が支払うべき新設等した道路照明灯の料金を支払っていなかったもの（※未請求）	見込額	16	3,493,838
	支払額	0	0
	未払額	16	3,493,838
(市町分) ・ 市町から県へ移管された道路照明灯の料金を支払っていなかったもの	確定額	17	7,412,353
	支払額	17	7,412,353
	未払額	0	0
合 計	見込額	33	10,906,191
	支払額	17	7,412,353
	未払額	16	3,493,838